

# 来春入園 市立・私立 保育園児を募集

## 入所申込書の配布は12月11日から

### 募集の対象

募集の対象児は、その家庭が次のいずれかに該当する場合に限られます。  
保護者以外に乳幼児の保育ができる方がいる場合には対象になりません。  
また、入所できる年齢は保育所によって異なりますので、右上表を参照してください。

- 1.家庭外労働** 乳幼児の保護者が、日常昼間、家庭外で仕事をしているため、その乳幼児の保育ができない場合
  - 2.家庭内労働** 乳幼児の保護者が、日常昼間、家庭内で家事以外の仕事をしているため、その乳幼児の保育ができない場合
  - 3.母親が出産の場合** 母親が出産前後である場合
  - 4.保護者の疾病など** 保護者が疾病などにかかったり負傷した場合、または心身に障害がある場合
  - 5.病気の看護など** 乳幼児の家庭に、長期の病人や心身に障害のある方がいて、常に母親または父親の看病を必要とする場合
  - 6.家庭の災害** 火災、風水害、地震などの災害により、家庭で保育できない場合
- 以上、世帯員のすべてが、いずれかの基準を備え、保育に欠ける程度の高い方から入所の決定をします。希望された保育所に定員を超える申込みがあった場合、希望の保育所に入所できない場合や待機となる場合もありますので、ご了承ください。

### 申込書の配布は12月11日から

初めて入所を希望される方は子育て支援課で、入所中の乳幼児の兄弟姉妹は保育所で配布します。

### 申込書の受付

初めて申込みする方は、平成19年1月22日(月)、23日(火) 午前9時～正午、午後1時～午後4時に市役所で受付します。なお、申込書を提出していただく日時は、申込書配布時にお知らせします。  
入所中の乳幼児の兄弟姉妹は平成19年1月31日(水)までに入所している保育所に提出してください。  
なお、平成18年12月現在入所している乳幼児で、平成19年度の入所承諾を得ており、同じ保育所に継続して入所を希望する場合は、在職証明書などの提出(入所申込書は不要)が必要となりますので、後日、保育所を通じて連絡します。  
また、保育所の変更を希望される場合は、新たな申込みが必要です。

### お問い合わせ

子育て支援課保育係(内線344、360)

## 一時的保育事業

対象…満1歳児から就学前児童

家族のけがや病気などにより、入院や看病で家庭での保育が困難となった場合や、パートタイムなどで一週間の内に数日だけ継続的に働いたり、ボランティア活動など社会活動への参加や就職活動など、一時的または緊急時の保育に応えるものです。

- 1.緊急保育サービス(14日以内)
- 2.非定型的保育サービス(週3日以内)
- 3.私的理由による保育サービス

**■申込先■**  
●向日市向日町北山21 市立第1保育所 ☎921-4416  
●向日市物集女町北ノ口65-2 あひるが丘保育園 ☎921-0005  
※申込方法、利用できる日時など、直接お問い合わせください。

**■保育料■**  
1歳…1日 2,300円(給食費含む)  
2歳…1日 2,000円(給食費含む)  
3歳・4歳・5歳…1日 1,700円(給食費含む)

## 延長保育事業

対象…延長保育実施保育所(園)の入所児童

保護者の就労形態や就労時間の多様化に対応するため、午後7時までの延長保育を行っています。  
※利用料金などは、直接お問い合わせください。

## 各保育所の定員など

保育所(園)		年齢区分	定員(人)
市立	第1保育所(向日町北山)	生後57日目～小学校就学前	230
	第2保育所(物集女町南条)	生後57日目～小学校就学前	120
	第3保育所(森本町藪路)	5か月～小学校就学前	120
	第5保育所(寺戸町三ノ坪)	生後57日目～小学校就学前	120
	第6保育所(上植野町地田)	生後57日目～小学校就学前	150
私立	あひるが丘保育園(物集女町北ノ口)	5か月～小学校就学前	120
	さくらキッズ保育園(上植野町南開)	生後57日目～3歳未満	20
	(仮称)アスク向日保育園(物集女町森ノ下)	生後57日目～小学校就学前	60

※開所時間はいずれも午前7時～午後7時  
※午後6時から7時までは、別途延長保育料が必要

## 向日市保育料徴収基準額表

平成19年度分

階層	各月初日の在籍所児童の属する世帯の階層区分	徴収基準額(月額) 円		同左第2子(月額) 円		同左第3子以降(月額) 円	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0
B	A、D階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	4,000	2,900	2,000	1,450	400	290
C1	A、D階層を除き前年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が5,000円未満	7,400	5,300	3,700	2,650	740	530
C2	所得割の額が5,000円未満	9,100	6,600	4,550	3,300	910	660
C3	所得割の額が5,000円以上	10,800	8,400	5,400	4,200	1,080	840
D1	A階層を除き前年度分の所得税3,000円未満	12,400	10,300	6,200	5,150	1,240	1,030
D2	所得税3,000円以上15,000円未満	15,900	12,800	7,950	6,400	1,590	1,280
D3	所得税15,000円以上30,000円未満	19,300	14,900	9,650	7,450	1,930	1,490
D4	所得税30,000円以上60,000円未満	23,600	18,000	11,800	9,000	2,360	1,800
D5	所得税60,000円以上90,000円未満	28,000	20,300	14,000	10,150	2,800	2,030
D6	所得税90,000円以上120,000円未満	32,300	21,100	16,150	10,550	3,230	2,110
D7	所得税120,000円以上150,000円未満	37,200	22,400	18,600	11,200	3,720	2,240
D8	所得税150,000円以上180,000円未満	41,900	23,300	20,950	11,650	4,190	2,330
D9	所得税180,000円以上210,000円未満	44,300	23,900	22,150	11,950	4,430	2,390
D10	所得税210,000円以上240,000円未満	46,400	24,800	23,200	12,400	4,640	2,480
D11	所得税240,000円以上270,000円未満	48,500	25,600	24,250	12,800	4,850	2,560
D12	所得税270,000円以上330,000円未満	50,600	26,200	25,300	13,100	5,060	2,620
D13	所得税330,000円以上390,000円未満	53,100	27,400	26,550	13,700	5,310	2,740
D14	所得税390,000円以上510,000円未満	55,100	28,100	27,550	14,050	5,510	2,810
D15	所得税510,000円以上	57,500	28,900	28,750	14,450	5,750	2,890

※保育料は、保育料徴収基準に基づき、原則としてお子さんと生計を一にしている方全員の前年の所得税額および前年度の市民税額に応じて決定します。ただし、住宅取得控除・配当控除・外国税額控除は適用しません。  
※確定申告等で税額が変更された場合は、事実の判明した翌月から保育料が変わります。

